

（仮称）佐世保市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(案)の骨子

1 条例の目的

この条例は、障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定め、もって障害福祉サービスの利用者が、必要な訓練、介護その他の援助を受けることで、その有する能力及び適性に応じた自立した日常生活又は社会生活を営むことを目的として制定します。

2 対象となる施設

- ・療養介護事業所
- ・生活介護事業所
- ・自立訓練（機能訓練）事業所
- ・自立訓練（生活訓練）事業所
- ・就労移行支援事業所
- ・就労継続支援A型事業所
- ・就労継続支援B型事業所

3 基準

障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定めます。（主な基準を記載しています）

| 区分 | 主な項目 | 主な内容 |
|----------|----------|--|
| 療養介護 | 管理者の資格要件 | 管理者は医師でなければならない |
| | 規模 | 21人以上の人員を利用させることができる規模 |
| | 職員の配置の基準 | 管理者、医師、看護職員、生活支援員、サービス管理責任者を置く |
| | 地域との連携等 | 事業の運営に当たり、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める |
| 生活介護 | 規模 | 20人以上の人員を利用させることができる規模 |
| | 設備の基準 | 訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営上必要な設備を設ける |
| | 職員の配置の基準 | 管理者、医師、看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員、サービス管理責任者 |
| | 協力医療機関 | 利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定める |
| （機能自立訓練） | 職員の配置基準 | 管理者、看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員、サービス管理責任者 |
| | 訓練 | 利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行わなければならない。 |

| | | |
|--------------------------------------|----------|---|
| (生 活 立 訓 練) | 規模 | 20人以上の人員を利用させることができる規模 |
| | 設備の基準 | 訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営に必要な設備を設ける 居室の定員は1人 居室の面積は収納設備等を除き7.43平方メートル以上 |
| | 職員の配置の基準 | 管理者、生活支援員、地域移行支援員、サービス管理責任者 |
| 就 労 移 行 支 援 | 職員の配置基準 | 管理者、職業指導員及び生活支援員、就労支援員、サービス管理責任者 |
| | 実習の実施 | 利用者が就労移行支援計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先を確保する |
| 就 労 継 続 支 援 A 型 | 規模 | 10人以上の人員を利用させることができる規模を有するもの |
| | 設備の基準 | 訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営上必要な設備を設ける |
| | 職員の配置基準 | 管理者、職業指導員及び生活支援員、サービス管理責任者 |
| | 雇用契約の締結等 | 利用者と雇用契約を締結する |
| 就 労 継 続 支 援 B 型 | 基本方針 | 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。 |
| | 工賃の支払方法 | 利用者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払う |

4 施行期日

平成28年4月1日予定

指定基準等における「従うべき基準」・「標準」・「参酌すべき基準」対応表

| 指定基準等 | サービス事業名等 | 項目 | 従うべき基準 | 標準 | 参酌すべき基準 | |
|--|------------------------------|--|--|---|--|---|
| | | | 現行の法令の内容(基準)に従い定めるもの | 現行の法令の内容(基準)を標準とし、合理的理由の範囲内で変更が可能なもの | 現行の法令の内容(基準)を参考とした上で、市独自に定めることが可能なもの | |
| 3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第174号) (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第80条第2項) | 療養介護 (第4条～第33条) | 配置する従業者及びその員数 | 第6条(管理者の資格要件)第12条第3項以外(職員の配置の基準) | 第10条(規模)第12条第3項(職員の配置の基準) | 第5条(構造設備) 第7条(運営規程) 第8条(非常災害対策) 第9条(記録の整備) 第11条第2項(設備の基準) 第13条(心身の状況等の把握) 第14条(障害福祉サービス事業者等との連携等) 第15条(療養介護事業者が利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等) 第16条(療養介護の取扱方針) 第17条(療養介護計画の作成等) 第18条(サービス管理責任者の責務) | 第19条(相談及び援助) 第20条(機能訓練) 第21条第1項～第4項(看護及び医学的管理の下における介護) 第22条(その他のサービスの提供) 第23条(緊急時等の対応) 第24条(管理者の責務) 第25条(勤務体制の確保等) 第26条(定員の遵守) 第27条(衛生管理等) 第30条(苦情への対応) 第31条(地域との連携等) 第33条(暴力団員等の排除) |
| | | 居室及び病室の床面積 | 第11条第1項(設備の基準)(病室に係る部分に限る。) | | | |
| | | 障がい者の適切な処遇、障がい者の安全の確保、秘密の保持等 | 第21条第5項(看護及び医学的管理下における介護) 第28条(身体拘束等の禁止) 第29条(秘密保持等) 第32条(事故発生時の対応) | | | |
| | 生活介護 (第34条～第51条) | 配置する従業者及びその員数 | 第36条(管理者の資格要件) 第40条第3項以外(職員の配置の基準) 第41条第3項(従たる事務所を設置する場合における特例) 第43条第5項(介護) | 第38条(規模) 第40条第3項(職員の配置の基準) 第41条第2項(従たる事務所を設置する場合における特例) | 第35条(構造設備) 第37条(運営規程) 第39条(設備の基準) 第41条第1項(従たる事業所を設置する場合における特例) 第42条(サービス提供困難時の対応) 第43条第1項～第4項(介護) | 第44条(生産活動) 第46条(食事) 第47条(健康管理) 第48条(緊急時等の対応) 第49条(衛生管理等) 第50条(協力医療機関) |
| | | 居室及び病室の床面積 | なし | | | |
| | 自立訓練(機能訓練) (第52条～第56条) | 配置する従業者及びその員数 | 第53条(職員の配置の基準) 第54条第3項(訓練) | なし | 第53条第1項本文以外、第2項、第4項～第9項(職員の配置の基準) 第54条第1項～第3項(訓練) 第55条(地域生活への移行のための支援) | |
| | | 居室及び病室の床面積 | なし | | | |
| | 自立訓練(生活訓練) (第57条～第61条) | 配置する従業者及びその員数 | 第60条(職員の配置の基準) | 第58条(規模) | 第59条第1項、第2項、第3項本文及び第1号口以外、第4項～第7項(設備の基準) | |
| | | 居室及び病室の床面積 | 第59条第3項本文(居室に係る部分に限る。) 及び第1号口(設備の基準) | | | |
| | 就労移行支援 (第62条～第70条) | 配置する従業者及びその員数 | 第64条(職員の配置の基準) 第65条(認定指定就労移行支援事業所の職員の員数) | なし | 第63条(認定就労移行支援事業所の設備) 第66条(実習の実施) 第67条(求職活動の支援等の実施) 第68条(職場への定着のための支援の実施) 第69条(就職状況の報告) | |
| 居室及び病室の床面積 | | なし | | | | |
| 就労継続A型 (第71条～第85条) | 配置する従業者及びその員数 | 第72条(管理者の資格要件) 第75条(職員の配置の基準) 第76条第3項(従たる事務所を設置する場合における特例) | 第73条(規模) 第76条第2項(従たる事務所を設置する場合における特例) | 第74条(設備の基準) 第76条第1項(従たる事業所を設置する場合における特例) 第79条(就労) 第81条(実習の実施) 第82条(求職活動の支援等の実施) 第83条(職場への定着のための支援等の実施) 第84条(利用者及び職員以外の者の雇用) | | |
| | 居室及び病室の床面積 | なし | | | | |
| 就労継続B型 (第86条～第88条) | 配置する従業者及びその員数 | 第77条(実施主体) 第78条(雇用契約の締結等) 第80条(賃金及び工賃) | なし | なし | | |
| | 居室及び病室の床面積 | なし | | | | |
| 多機能型に関する特例 (第89条～第91条) | 配置する従業者及びその員数 | 第90条(職員の員数等の特例) | 第89条(規模に関する特例) | 第91条(設備の特例) | | |
| | 居室及び病室の床面積 | なし | | | | |
| | 障がい者の適切な処遇、障がい者の安全の確保、秘密の保持等 | なし | | | | |